

様式第2号（第3条関係）

審議会会議録

会議名称	平成23年度 第2回国民健康保険運営協議会		
議 題	○市長より諮問 ○議 事 諮問第1号 伊達市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改正について ○その他 今後のスケジュールについて		
開催日時	平成23年9月5日（月） 午後6時30分～8時		
場 所	市役所4階第一会議室		
出席者	伊達市国民健康保険運営協議会委員8名（欠席委員1名）		
	所管部課名	市民部保険医療課	
公開 非公開 の 別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	傍聴者の人数	なし
	<input type="checkbox"/> 非公開	非公開の理由	
<p><b>【会議の概要】</b></p> <p>1. 開会 国民健康保険運営協議会規則（以下「規則」）第4条第2項の規定により、会議成立の旨、事務局からの報告及び荒委員の後任である菅原委員挨拶。</p> <p>2. 委嘱状交付（机上）</p> <p>3. 市長から諮問 伊達市国民健康保険運営協議会早瀬会長へ伊達市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改正について諮問</p> <p>4. 市長挨拶 伊達市国民健康保険財政は、約5億1千6百万円の累積赤字を抱えています。今回の税率改正と限度額引き上げによってすべての問題が解決できるというものではありませんが、せめて、単年度の収支が均衡がとれるような改正にしたいと考えております。 なお、場合によっては、一般会計からの繰り出しもやむを得ない状況となってきています。改正案については、委員の皆さんの結論をいただいて、最終的に議会への提出をさせていただきたいと思っております。</p> <p>5. 会長挨拶 現在、国民健康保険制度は大変な状況にあることから、これを解消するために、慎重かつ丁寧な議論をしていきたい。</p> <p>6. 署名人の選任 審議に先立ち、規則第4条第5項の規定により、会議録署名人に中野委員を選任。</p>			

## 7. 議事（事務局より説明）

### ・ 諮問第 1 号 伊達市国民健康保険税の税率及び課税限度額の改正について（別紙のとおり）

保険医療課長： 税率改正にあたっては、平成 23 年 3 月の地方税法施行令改正により国民健康保険税の課税限度額が 77 万円に引き上げられたことから、本市でも、法令に準拠した条例改正を行う必要があると考えておりますので、1 年遅れとなりますが、来年度の条例改正を目指したいと考えております。

平成 22 年度決算において、累積赤字額は年間事業予算の約 1 割超の 5 億 1 千 6 百万円に達しましたが、これは、医療給付費の増加に起因するところによります。

この赤字のすべてを一気に解消することは、被保険者の負担増の面から見ても難しいと思われるため、来年度の税率改正では、単年度の赤字を解消するための改正を行いたいと考えております。

### ○ 質疑応答

委員： 国民健康保険税の収納率ほどの程度なのか。

また、収納率が 100% となった場合には、どのくらいの金額となるのか。

保険医療課長： 伊達市の平成 22 年度現年分の収納率は 91.5% となっており、道内他都市と比較すると上位に位置しています。また収納率が 100% となった場合は、およそ 8 千 4 百万円の増収が見込まれます。

委員： 未収分はどのくらいあるのか。また滞納者は固定されているのか。

保険医療課長： 平成 22 年度時点での未収金額は 2 億 9 千 8 百万円となっており、年間約 4 千万円が納められているという状況です。

会長： 滞納者の保険資格を喪失させることはできるのか。

保険医療課長： 国民皆保険制度であるため、加入権利を奪うことはできませんが、催告等にも応じない滞納者については、国民健康保険の資格証明書を交付し、受診時の給付を停止する措置をしています。

なお、この受診分については、該当者が市の窓口で申請することにより、後日 7 割分の給付をすることとなりますが、この際に納税相談を行い、給付金を滞納分に充ててもらおうようにしています。

以前、札幌市でがん患者が自宅で死亡するという事例がありましたが、病気の者が受診を控えるようになってしまっただけではいけないので、そうした者には期限の短い保険証を交付し、保険証の更新時に納税相談をしてもらうこととしています。

委員： 今回の改正案を考えた経過はどのようなものか。

保険医療課長： 改正案の作成にあたっては、いくつかのパターンの試算を行いました。各所得階層の均衡にも配慮しながら単年度の収支バランスを考え、今回の改正案がぎりぎりのラインであると考えています。

委員： 未納分の保険税をどうにかしないと市民は税率改正に納得しないのでは。滞納整理についての市の取り組みをもっと市民に周知してはどうか。また、医療費自体が年々高額となっていることから、ぎりぎりのラインの税率改正では黒字にならないのでは。

保険医療課長： 医療給付費は年々 5% 程上昇している傾向にありますので、今回の試算では、ジェネリック医薬品の推進策による効果等についても考慮し、4% のアップで試算しました。また、入院の医療費が全体の 7 割を占めていることから、病気の予防や初期段階での治療も重要だと考えています。

委員： 伊達市は、若い人が少なく高齢者が多いということもあり、人口構造の面から見ても、赤字解消は容易ではないのでは。

保険医療課長： 他の健康保険では、被保険者の年齢構成や所得状況等、保険運営がしやすい面がありますが、本市の国民健康保険の場合、被保険者が自営業や一次産業、年金受給者等であり、高齢者の割合が高いため、国からの支援金等がなければやりくりすることは容易ではないと考えています。

委員： 今回の改正によって、どのくらいの期間、黒字を維持できるのか。

保険医療課長： 平成 25 年度までの試算では単年度黒字が見込まれます。なお、平成 26 年度以降は、後期高齢者医療制度が廃止され新制度となることが予定されておりますが、国からの具体的な情報が示されていないことから、現時点では、平成 26 年度以降を予測することはできない状況にあります。

## 8. その他

### ○今後のスケジュールについて事務局より説明

- ・ 9月26日 運営協議会開催
- ・ 10月上旬 運営協議会開催
- ・ 10月上旬～11月上旬 パブリックコメント実施
- ・ 11月中旬 運営協議会より答申
- ・ 12月 第4回定例会への条例改正案の提出

## 9. 閉会

